

減免基準

1 全ての体育施設

(境港市民体育館・第2市民体育館・中央テニスコート・竜ヶ山野球場・陸上競技場)

- ① 境港市教育委員会が主催して行う場合 免除
- ② 境港市内の小学校・中学校・保育園・幼稚園が主催して行う場合 免除
- ③ その他、指定管理者が特に必要と認め、市長の承認を受けた場合 減額又は免除

2 武道場・小体育室・ターゲットバードゴルフ場

- ① 境港市立小中学校における下記休業日を除く土曜日の午前中に小学生及び中学生が個人利用する場合 免除
 - ・ 学年始め休業日 (春休み)
 - ・ 夏季休業日 (夏休み)
 - ・ 冬季休業日 (冬休み)
 - ・ 学年末休業日 (春休み)
- ② 70歳以上の者及び心身に障害を有する者が個人利用する場合 免除